

# 1930年代の日本経済と 統制分析の課題

平 沢 照 雄

## (目次)

はじめに

- I 1930年代統制と戦時統制
- II 日本経済の二重構造と統制分析
- III 対外経済関係と統制分析
- IV 1930年代日本の植民地問題と統制分析

おわりに

## は じ め に

1929年の大恐慌を契機として、日本では重要産業統制法と工業組合法が成立し、それを主な根拠として経済統制が進展することになった。いまごく簡単にこの点に言及するならば、30年代以前の市場経済システムの下では、不況局面で生じた企業活動の停滞および雇用・失業問題は、循環的な景気変動によって生じた一時的問題とされ、いわゆる“産業の自治”原則に則って市場自身が自律的に処理するのが一般的であった。このことから政府の積極的な市場介入は、こうした自治原則を侵すものとされたのである。

ところが周知のように29年に生じた世界的規模の大恐慌は、各国の産業・企業に壊滅的な打撃を与えるとともに、深刻な雇用・失業問題を惹起させること

になった。そしてこれらの問題が単なる景気循環上の問題にとどまらず構造的な様相を呈するに至ると<sup>(1)</sup>、それを自律的に処理できない従来の経済システムに対して激しい批判が噴出することになる。この点は、日本も決して例外ではなかった<sup>(2)</sup>。

こうした事態に直面して政府は、体制批判に対抗しつつ自国経済を維持するため、上記問題の解決を主要課題として経済の組織化＝統制に積極的に乗り出すことになった。その意味で30年代以降は、“管理と統制の時代”と特徴づけることができる。そしてその幕開け期にあたる30年代前半に組織化を規定することになったのが上記二つの統制法であった。しかもそれらは従来の経済システムの基本である“産業の自治原則”に重大な修正をもたらすものであり、それゆえ既存秩序の番人であった司法省によって「本邦立法史上画期的ノ重要法律案ナリ」<sup>(3)</sup>として注視されることにもなったのである。

以上のように、この時期の経済統制は、未曾有の大恐慌に直面し市場自身による景気回復メカニズムが十分に機能せず、その結果社会経済システムが危機に陥るなかで、主要産業の倒壊をくい止め現体制を維持する役割を担うものであったととらえることができる。そこで本稿では、こうした歴史的意義を有する経済統制を「1930年代統制」と呼ぶことにする<sup>(4)</sup>。そして以下では、30年代統制の総体的把握を試みるにあたって、まずそれがいわゆる「戦時統制」とは

(1) 29年の世界恐慌では、市場自身による回復機能が働かず、むしろ経済不均衡が拡大する方向に作用した。そうした従来の循環性恐慌とは異なる性格に関しては、例えば佐美光彦『世界大恐慌』1994年および同『「大恐慌型」不況』1998年などを参照されたい。

(2) 例えばNHK取材班他『「日本株式会社」の昭和史』(1995年)は、当時の日本における状況を以下のように指摘している。

「(左翼のみならず) リベラルや右翼も資本主義体制を公然と批判した。(中略) 昭和初期の体制批判に共通しているのは、<資本主義が限界に来ており、新しい国家と経済システムが必要である>ということであった。国家と経済の改革という点で、右翼と左翼は一致していた」(同書、11~13頁、括弧内引用者、以下特に断りのない限り同様)。

(3) 商工省臨時産業整理局統制委員会『統制委員会議事録』1930~31年。

(4) なお後述するように「1930年代統制」の30年代とは、より正確には30年代前半期をさしている。

異なる点を明確にしたうえで、当該期における日本経済の三つの側面すなわち国内の経済構造、対外関係、対植民地関係に関連させつつ、統制分析上重要と考えられる論点について検討することにしたい。

## I 1930年代統制と戦時統制

### 1. オーソドックスな視点とその問題点

戦時統制との連續性を強く意識しつつ1930年代統制の評価を試みるという視点は、統制史研究においてしばしばよく見られたオーソドックスな視点であった<sup>(5)</sup>。それは主に以下の二つに集約することができる。

一つは、経済統制の本質をもっぱら総動員体制の構築に求め、上記統制法の成立を起点とする統制政策をその出発点と位置づける見方である<sup>(6)</sup>。したがってこの場合、30年代統制は総動員体制のための“前史”と評価されることになる。しかもこうした視点は、大工業部門の統制分析に限らない。例えば1930年3月に発足した臨時産業合理局が主導した中小工業統制に関して、「まさに準戦時体制から戦時国家独占資本主義体制づくりの出発点そのものであった」とする評価などは、こうした視点に立つものということができる<sup>(7)</sup>。

さらにもう一つは、30年代統制を“戦時統制のライン”と“産業合理化・恐

(5) もっとも近年では、特に重要産業統制法研究の分野において、筆者と同様、30年代前半期のなかで独自の意味を探ろうとする注目すべき研究が存在する。それらの詳細な検討に関しては、平沢照雄「昭和恐慌期における重要産業統制法の分析視角－代表的見解の検討を中心として」(筑波大学『経済学論集』第22号、1989年)を参照されたい。

(6) 例えば古典的文献として、井上晴丸・宇佐見誠次郎『危機における日本資本主義の構造』1951年がその代表ということができよう。また、経済法研究の観点から、この時期を戦時統制の前史と位置づけたものとしては、本間重紀「戦時経済統制法分析に関する予備作業」(東京大学『社会科学研究』第23巻3号、1972年)および同氏「戦時経済法の研究(一)」(同上第25巻6号、1974年)がある。

(7) 後藤靖「昭和初年の中小工業政策の展開」(同氏編『日本帝国主義の経済政策』1991年)。引用は、同論文、262頁より。

慌対策のライン”との二つの比重の変化によって説明しようとするものである<sup>(8)</sup>。すなわちこの視点によれば、30年代統制には、後の総動員体制へと連続する戦時的経済政策の側面と、産業合理化の推進および恐慌脱出策とが並存したとする。そして「年を追って前者の比重が高まつていったことは事実であるが、一般的経済政策・立法の面では総じて後者の比重が高かった」<sup>(9)</sup>と、ウェイトの変化を重視する点に特徴がある。

ところで第一次大戦が、それまでの戦争と異なり総力戦を特徴としていたことは改めて言うまでもないが、それゆえ先進諸国においては“一朝有事の際にかにして迅速かつ確実に一国のもつ経済力を総動員しうるか”という問題が、それ以後の検討課題となつた<sup>(10)</sup>。実際、日本においても、陸軍を中心にそうした研究や政策構想・法律の策定が開始されて、例えば軍需工業動員法（1918年）が制定された<sup>(11)</sup>。

しかしながらここで留意しておかねばならないのは、そのことがただちに軍部の経済問題への介入を生みだしたわけではなかつたという点である。すなわち、加藤俊彦氏の研究によれば、戦後の反戦思想の横溢、軍縮の進展、大正デモクラシーの展開によって、軍部は「一九二〇年代前半の時期にはその企画を希望どおり達成することができず焦慮をかさねた」<sup>(12)</sup>のであって、総力戦体制確立という見地から経済過程への介入が実現するのは30年代以降のこととされている。さらにその30年代以降に関しても、前半期の日本経済は昭和恐慌からの

(8) 例えば、安藤良雄「戦時経済統制の系譜」（同氏編『日本経済政策史論』下巻、1976年、後に安藤『太平洋戦争の経済史的研究』1987年に再録）および中村政則「国家独占資本主義の成立」（同氏編『戦争と国家独占資本主義』1979年）などを指摘することができる。

(9) 安藤前掲『太平洋戦争の経済史的研究』、402頁。

(10) 通産省『商工政策史』第11巻、1964年、26頁。

(11) 防衛庁防衛研修所戦史室『陸軍軍需動員<1>』1967年、第2～3章を参照。

(12) 加藤俊彦「軍部の経済統制思想」（東京大学社会科学研究所編『戦時日本経済』1979年）、109頁。さらに同論文、68、87頁も参照されたい。

回復過程にあり、基本的にはいわゆる“平時経済”であった<sup>(13)</sup>。それが戦時経済へと移行するのは、37年以降日中戦争が全面化してからとみることができる。

したがって前者の視点のように、30年代統制を総動員体制構築の出発点として戦時統制と連続的に理解したのでは、“平時経済”における経済統制の独自の歴史的意義を見失うことになりかねない。この点で後者のいわゆる二つのライン説は、30年代統制が単純に総動員体制構築の出発点と理解する難点からは免れる視点となっている。しかしながらこの説では、30年代統制の性格を複数羅列的に指摘するにとどまるか、あるいは分析の重点を上述のように二つのラインの比重の変化といふいわば量的な問題に置くことになっていた。その意味で、第一の視点と同様に30年代統制の本質が不明確となる問題を抱えているといえよう<sup>(14)</sup>。

## 2. 1930年代統制の本質——戦時統制との不連続性——

ところで以上のオーソドックスな視点に対して、いわゆる“民軍・軍民転換”論の視点から戦時統制を歴史的に位置づけようとする新たな試みが、雨宮昭一氏によって提起されている<sup>(15)</sup>。そこではじめにその概要をかいづまんで指摘しよう。まず氏は、1920年代までの日本経済を民需中心の経済システムととらえ、この時代まで雇用・失業問題の処理は基本的に民間＝市場に任せられていたとする。ところが大恐慌の勃発によって雇用・失業問題が深刻化し、既存の経済システムのままではこれを処理できなくなってしまった。そこで政府は、そうした問題の解決を主要課題として統制に乗り出したととらえるのである。

(13) 原朗「日本の戦時経済」(同氏編『日本の戦時経済』1995年), 5頁。

(14) さらに同視点では、一つのラインの中身を“恐慌・合理化対策”というように、恐慌対策と合理化策とを一括して並べているが、この点でも統制の基本的特徴を不明確にしているように思われる。

(15) 以下は、雨宮昭一「戦時統制論」(岩波講座『日本通史』第19巻, 1995年), および同氏『戦時戦後体制論』1997年, 第7章による。

すなわち以上は、これまでの民需中心の経済システムを軍需主導型のそれへと転換（民軍転換）させ、それによる経済および雇用機会の拡大という形で失業問題の解決をはかる点に、戦時統制の歴史的役割を見い出す視点ということができる。さらに同説では、第二次世界大戦後の日本経済が占領政策のもとで、軍需中心の経済システムから民需中心のそれへと再転換（軍民転換）する際に、再び深刻な雇用・失業問題に直面したとする。これに対して政府は、改めてかかる問題の解決に乗り出さざるをえなくなったとされるのである。

以上みられるように、この説では経済システムの転換と雇用・失業問題の解決に焦点をあて、それを軸にして戦時統制を歴史的に位置づけるところに特徴がある。本稿の問題関心からすれば、大恐慌を契機とした既存システムの限界と、それにともなう雇用・失業問題への対処にこそ経済統制の本質があることを強調している点で、先の説と比べ注目すべき視点といつうことができる。とはいえ、さらになお以下の点を明確にしなければならないであろう。

第一は、経済統制の開始と戦時経済化との時期的なズレの問題である。経済統制の始点を大恐慌に求める点は重要であるが、これに対して日本経済全体が“民軍転換”すなわち軍需主導型戦時経済へと移行するのは、先にも述べたように30年代後半以降であり、両者は必ずしも一致しない。つまり、経済統制化イコール戦時統制化ではなかったといつう点に改めて留意する必要があろう。

第二の問題は、戦前から戦時を経て戦後に移行する過程を、民需中心の経済から軍需主導の経済への転換、さらに民需中心の経済システムへの再転換とらえる場合、戦前の経済構造と戦後のそれとが、“民需中心”といつう面では共通でありながらも質的な面において大きく異なるといつうことである。特に両時期に追求された重化学工業化の相違に注目する必要があろう。

第二次大戦後における日本の重化学工業化に関しては本稿の考察の範囲を越えるが、それが戦前にアメリカで形成され発展した耐久消費財の大量生産を特徴とする“アメリカ型”と呼びうる新しい重化学工業の普及・定着を基軸とし

たものであったことはよく知られている<sup>(16)</sup>。これに対して戦前日本の重化学工業は、第一次大戦期に発展の機会をえ、20年代にも一部の業種で発展をみたものの全体的には停滞し、大恐慌からの回復過程でようやく本格的な発展をむかえるという過程をたどった。その場合、すでに先行研究が強調するように“本格的発展”とはいっても、そこで達成された生産力水準は、第一次大戦前のヨーロッパで支配的であった旧型の重化学工業水準のそれであった<sup>(17)</sup>。つまり戦前の日本では、第一次大戦後に登場し、世界で支配的となった上記のような新たな重化学工業を取り込むことができず競争劣位を免れなかつた。

このことから30年代に重化学工業化が進展したとはいえ、それは世界市場において十分な国際競争力をもちうることができず、その内実は国内あるいは植民地やいわゆる従属地域の市場を発展基盤とするにとどまつた。また重化学工業化を基軸とする景気回復とはいっても、農村経済の回復をも同時に実現しうるほどではなかつた。しかも他方で、世界経済におけるブロック化の進展は、輸出面で日本の景気回復を支えてきた繊維・雑貨工業に対しても、その輸出拡大の途を閉ざすことになつてゐるのである。

その結果、日本経済は、重化学工業化の進展と繊維・雑貨の輸出拡大に支えられて景気回復と雇用拡大を一時的には実現するものの、やがて30年代半ばに至つてゆきづまりの様相を呈することになる。実際、GNE成長率（実質）を

(16) 19世紀後半以降、世界経済における支配的生産力は軽工業から重化学工業へと移行していたが、第一次大戦前のそれは〈鉄道—鉄鋼—石炭〉という連関を基軸とするものであり、これに対して戦後は、〈自動車—鉄鋼—石油・電力〉という連関を基軸とする新たな生産力が支配的となるに至つていた。

なお第一次大戦後、特に20年代アメリカにおける基軸産業の転換に関しては塩見治人他『アメリカ・ビッグビジネス成立史』1986年を、また自動車産業を中心とした“アメリカ的生産方式”に関しては東京大学社会科学研究所編『20世紀システム・第2巻（経済成長Ⅰ）』1998年、第II部を、さらに第二次大戦後の日本を含めた先進諸国における新たな重化学工業の普及・定着に関しては大島清編『現代世界経済』1987年を、それぞれ参照されたい。

(17) 伊藤正直「資本蓄積（一）」（大石嘉一郎編『日本帝国主義史2・世界大恐慌期』1987年）、145頁。

とってみれば、1933年から36年にかけて日本のそれは傾向的に低下していった。そして36年の成長率は主要先進国よりも低水準となり、日本経済はリセッショング局面に入った<sup>(18)</sup>。またこうした経済実態に対応するかたちで、恐慌後の景気回復がピークにさしかかりつつあった35年以降は、経済統制もターニングポイントをむかえつつあったことが、すでに先行研究によって指摘されている<sup>(19)</sup>。

以上要するに、30年代前半に日本が形成した経済成長パターンならびに経済統制のありかたは、単に軍部のクーデター（2・26事件）や日中戦争の勃発といった政治的なインパクトのみならず、経済過程自身からも転換をせまられていたといえよう。したがってこうした状況下において、日本経済は重化学工業にしても、あるいは繊維・雑貨工業にとっても、世界市場への輸出拡大によるいっそうの発展がのぞめないなか、旧型の重化学工業を軍事的に拡大・発展させる形で経済発展と完全雇用を維持し体制安定をはからざるをえなくなつてゆく。それにともなって経済統制も、戦争遂行のために全てを組織的に総動員する手段すなわち戦時統制へと転化してゆくことになったということができよう。

これに対して1930年代統制は、こうした戦争遂行の手段としての性格とは質的に異なり、むしろ大不況下での経済体制の維持、より具体的には主要産業の救済・復興とそれによる雇用・失業問題深刻化の阻止をその本質としていたと考えることができる。以下ではこうした視点から、30年代統制分析において焦点となる主要論点について考察することにしたい。

## II 日本経済の二重構造と統制分析

まずははじめに本節では、国内の経済構造の特徴としていわゆる二重構造に着

---

(18) 以上のマクロデータならびに事実認識に関しては、岡崎哲二「1930年代の日本における景気循環と資本蓄積」（東京大学『社会科学研究』第39巻2号、1987年）による。

(19) 宮島英昭「日本における〈産業の規律〉と独占」（『社会経済史学』第52巻2号、1990年），134頁。

目する<sup>(20)</sup>。二重構造の定義あるいはその展開期間などをめぐっては論者によっていくつかの相違があるが、それ自体に深く立ち入ることは本稿の目的とするところではない。ここではさしあたりそれを、外国から移植した技術により資本主義的大規模経営を行う「近代産業」と、在来技術を基盤とした中小規模経営を特徴とする「在来産業」とが並列的に存在する状態をさし、松方デフレ後のいわゆる企業勃興期から高度成長初期にわたる期間にみられた構造と理解しておきたい<sup>(21)</sup>。

## 1. 二重構造の定着とその社会経済的機能

そのうえで30年代統制の分析にあたっては、近年の経済史研究によって明らかにされてきた以下の史実に着目することが重要と思われる。

第一は、第一次大戦の勃発を契機として企業勃興ブームが生じ、それにともなって都市化が進展したことである。より具体的には1916年以降大企業の設立が急増したが、その主役は重化学工業であった。そして、その結果として、農林業人口の都市への急激な流出=都市人口の増大が顕在化したが<sup>(22)</sup>、それは主に「近代産業」部門において高かったという点である<sup>(23)</sup>。つまり都市化の進展とは、都市部での重化学工業を中心とした企業勃興による雇用拡大がもたらした結果であったと考えられる。

ところが第二として、1920年代になると「近代産業」における雇用吸収力が

(20) ちなみにかかる構造は、この時期の産業構造あるいは労働市場の特徴を端的に示すものとして、近年の経済史研究でもホット・イシューであり続けている。近年の研究成果としては、尾高煌之助『労働市場分析—二重構造の日本の展開』1984年、栗原源太『日本資本主義の二重構造』1989年、尾高煌之助・中村隆英編『日本経済史6・二重構造』1989年、中村隆英『日本経済(第3版)』1993年、第II部第3章および同第III部第2章などを指摘することができる。

(21) 以上の事実認識は、主として尾高煌之助「二重構造」(尾高・中村前掲『日本経済史6』), 134頁に依拠したものである。

(22) 橋本寿朗「巨大産業の興隆」(同上書所収), 88~95頁。

(23) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』1971年, 14~26頁。

鈍化ないし減少するのとは対照的に、「在来産業」がそれをカバーする形で相対的に高い雇用吸収力を維持した点が注目される。そこでこの間における状況の変化を多少シェーマテッシュに整理すれば、まず大戦期は上述のように重化学工業化の進展→企業勃興とともに雇用吸収力の拡大→都市への労働力の流出→都市化の進展と推移した。これに対して20年代になると、逆に重化学工業化の停滞→雇用吸収力の鈍化という事態が生じたといふことができる。

実際、中村氏の研究によって、大戦期に雇用吸収力をのばした「近代産業」における有業者の対前期増加率（%）をみると、1911～15年の26.4から16～20年には44.4へと伸びたのに対して、大戦後の21～25年には14.1へと低下した。それにともなって総有業人口中にしめる「近代産業」の構成比（%）も、大戦期に7.5から10.5へと急激に伸びたのとは対照的に大戦後はわずか11.7にとどまり、雇用吸収力が著しく鈍化したことがうかがえる<sup>(24)</sup>。

なかでも「近代産業」を構成する重工業大企業においては、雇用調整が著しかった。例えば機械工業部門では当該期を通じて経営の合理化が展開され、主に中高年労働者を対象として人員削減が実施されたことが知られている。その結果、同部門における従業員1,000人以上規模工場の従業員総数にしめる割合は、19年から29年にかけて大幅に減少した。これに対して5～9人規模の小工場では、逆にそれらの増加が顕著であったのである<sup>(25)</sup>。

なおこうした状況の背景には、当時の農村が慢性的な不況下にあり、そのため都市で排出された失業者を十分に吸収しえなくなったという事情があった。このことから都市部の「在来産業」部門が、こうした人口を多く抱えることになったとみることができる<sup>(26)</sup>。その意味で、当時の日本経済に関して、「生産

(24) 同上、20頁。

(25) 以上、栗原前掲『日本資本主義の二重構造』第4章。

(26) この点中村隆英氏は、以下のように指摘されている。「第一次大戦のブーム期に都市に流入した人口は、帰るべき農村も不況であって、…在来産業に流入し、収入の少ない生業にしがみつこうとしたから、在来産業人口の伸びは、近代産業の停滞のためにかえって高くなつたのである」(同氏「明治大正期の経済」1985年、184頁)。

力的には周辺であっても、社会経済的に極めて重要な地位を占めたのが中小工業であった」<sup>(27)</sup>とする指摘は、「在来産業」が以上のような雇用吸収機能を歴史的に担っていたことに着目したものということができよう。

さらに第三として注目すべき点は、昭和恐慌期になると、20年代におけるよりも激しい不況圧力を受けるなかで、上記の構造が拡大再生産されたことである。この点、例えば機械工業における大規模工場(従業員1,000人以上)の従業員構成比(%)をみた場合、それは29~31年のわずか3年間のうちに37から25へと急減した。これに対して5~9人規模の工場では、同比率が8から12へと上昇し、また工場数も著しく増加したのである<sup>(28)</sup>。

以上のように都市の中小規模企業や零細企業は、大不況下においても労働力を吸収し、大量失業の顕在化を抑制する社会経済的な役割を担っていたと考えることができる<sup>(29)</sup>。その意味で、産業の救済・復興と失業の抑制を主要課題とした1930年代統制にとって、大工業分野とともに中小工業分野の維持・存続が、きわめて重要な意義を持つことになったといえよう<sup>(30)</sup>。

## 2. 事例分析の豊富化とその焦点

したがって30年代統制の分析にあたっては、単に大工業部門のみならず、中小工業をも含めた両部門にわたる実証分析を行いつつ、総括的な評価を下してゆく必要があろう。もっともこれまでの統制研究史を振り返った場合、そうした二重構造を念頭においた分析が試みられなかったわけではない。例えば二重

(27) 橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』1984年、362頁。なお傍点は引用者(以下特に断りのない限り同様)。

(28) 栗原前掲『日本資本主義の二重構造』、134~137頁。

(29) 野村正實氏は、大恐慌期日本の労働市場におけるこうした特徴に、「全部雇用」の観点から注目している。同氏『雇用不安』1998年、第2章。

(30) この点、大石嘉一郎氏も、「経済の組織化の面では中間層(農民・中小商工業者)の組織化が重大な課題となる傾向を有している」(大石「世界大恐慌と日本資本主義」、前掲『日本帝国主義史2』1987年所収、32頁、ただし括弧内は原文)と指摘されている。

構造論の提唱者とも言える有澤廣巳の『日本工業統制論』<sup>(31)</sup>では、まず「日本工業の構成」を概観した後に、「基本工業、大工業における統制」と「中小工業の統制」とが検討されている。また同じく戦前の代表的文献である小島精一『産業統制政策』<sup>(32)</sup>にしても、第1、2篇が両者の分析にそれぞれあてられてているといった具合である。

とはいっても、こうした戦前の研究では——当時の主たる関心がそこにあったということなのか——分析の重点が、重要産業統制法および工業組合法の内容に即した解説とその批判に置かれていた。もちろん法律の形成過程および法内容の分析が重要であることは言うまでもないが<sup>(33)</sup>、それに加えてさらに以下の点でより踏み込んだ考察を行う必要があるといえよう。

第一は、重産法および工業組合法の適用業種について、その業界の動向に即しつつ組織化の進展あるいはそこで生じた問題などを具体的に実証分析することである。ちなみに重産法下における大工業統制に関しては、近年、橋本寿朗、宮島英昭、丁振聲および筆者などによって、こうした研究が進展しつつある<sup>(34)</sup>。これに対して工組法下における中小工業統制に関しては、綿および人絹織物業、陶磁器業および電球工業に関する研究<sup>(35)</sup>が進展しつつあるといえ、その実態分析の遅れが指摘されているのが現状である<sup>(36)</sup>。さらに事例分析の豊富化と、それによる統制研究の深化が必要とされているといえよう。

第二に、事例分析の豊富化という点に関連して、特に中小工業分野において

(31) 有澤廣巳『日本工業統制論』1937年、第1篇第1および3～4章。

(32) 小島精一『産業統制政策』1934年、第1および2篇。

(33) この点に関する筆者の分析として、平沢照雄「重要産業統制法の成立とその歴史的意義」(筑波大学『経済学論集』第21号、1988年)を参照されたい。

(34) 橋本寿朗前掲『大恐慌期の日本資本主義』第5章、宮島英昭「昭和恐慌期のカルテルと政府」(原朗編『近代日本の経済と政治』1984年)、丁振聲「重要産業統制法下における石炭独占組織の市場統制政策」(『社会経済史学』第59巻4号、1993年)、平沢照雄「昭和恐慌下における重要産業統制法の運用に関する一考察」(『歴史学研究』第619号、1991年)などをあげることができる。

は「国内向け生産の扱い手が同時に輸出品生産を手がけることは少ない」<sup>(37)</sup>と指摘されるように、例えば同一産業であっても市場別に国内向けと輸出向けとが棲み分け的に存在する場合もみられた。このため国内・海外の各市場動向や生産組織の特質に対応して、直面する問題ならびに組織化の重点が異なつていないのであって、統制分析の際にはそうした市場の相違にも着目する必要がある。

このうち輸出中小工業の統制分析に関しては、次節で改めて検討する。ここでは国内向け中小工業における統制分析の重要性に言及することにしたい。なおその場合、中小工業部門に関しては、すでに1925年に制定された重要輸出品工業組合法が存在した。しかしながら、大恐慌下に同法によりつつ統制策を展開することには自ずと限界があった点に留意する必要がある。というのは、この時期国内向け中小工業は、主に農村の不況や実質賃金の低下にもとづく購買力の低下といった厳しい経営環境に置かれていたが、こうした状況に対して、一部の輸出品のみを対象<sup>(38)</sup>とした上記法では十分に対応しえなかつたからで

- 
- (35) 近年の研究として、綿織物業では阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』1989年、第5章、人絹織物業では白木沢旭児「戦前期人絹織物業の市場構造と統制」(『社会経済史学』第64巻2号、1998年)が、陶磁器業では同「1930年代の統制経済と中小工業」(『日本史研究』第331号、1990年)、大森一宏「両大戦間期における工業組合活動と陶磁器輸出の発展」(松本貴典編『戦前期日本の貿易と組織間関係』1996年)、電球工業に関しては平沢照雄「1930年代の日本電球工業における国内市場と統制」(『市場史研究』第15号、1995年)および同「1930年代前半期における輸出向け電球工業と統制問題」(『日本史研究』第401号、1996年)を指摘することができる。
- (36) 実際この点、史学会編『史学雑誌－回顧と展望』第106編第5号、1997年でも、筆者の研究(注35参照)に言及する形で、「重要産業統制法下における大工業統制に比べて工業組合法下での中小工業統制の研究はまだまだ不足しているが、同論文からは中小企業分野の組織化的同時代的な意義の大きさと、他業種をも含めた事例分析豊富化の急務を痛感させられた」と指摘されている(同書、173頁)。
- (37) 竹内常善「諸階層とその動向」(社会経済史学会編『1930年代の日本経済』1982年)、230頁。
- (38) 31年工業組合法制定までの商工省は、組合活動を一定の輸出業種および範囲に限定し、設立認可もいわゆる厳選主義を基本としていた。そのため法の適用=「重要工產品」の指定は、25年法施行当時22、その後31年までわずか15業種が追加されたにすぎなかった。なおこれに対して32年以降になるとその数は急増し、36年までに計64業種が追加指定され、事実上指定制度の撤廃とほとんど変わらない状態となったのである。

ある。

なおそれと同時に、旧来の政策スタンスも、大恐慌下にその限界に直面していたことも見落とすことはできない。実際、この点に関して、先行研究は以下のように指摘している。「中小工業問題に対する政府の基本的な態度は、中小工業経営を組織化することにより産業資本として維持ないし育成しようとする産業政策としての立場であった。それは明治末年にこの問題が認識されていらい昭和年代にいたるまで、一貫してきたといってよい。しかるに、恐慌過程における中小工業の窮乏・没落と、これに対する政策の不振は、中小工業問題を急速に社会問題化し、政治的な救済運動を熾烈によりおこすにいたった」<sup>(39)</sup>。

そこでこうした事態に立ち至って政府は、政策の重点を従来の「産業政策」=中小企業の育成から、中小企業経営の救済・保護とそれによる雇用の安定化を意図したものへと転換させる必要があった。かくして31年には、「工業組合ヲ重要輸出品ノミナラズ中小工業全般ニ及ボスペキコト」<sup>(40)</sup>を核心とする法改正が行われ、輸出品のみならず国内向けに至る幅広い産業を視野におさめた形の中小工業統制が展開されることになったのである。

以上みられるように、工業組合法による30年代統制は、大不況下における国内向け中小工業の救済・復興を主要課題の一つとし、また特徴としていた。したがって、こうした部門における統制研究の豊富化・深化は、輸出向け中小工業部門のそれとならんで重要な意味を有するものといえよう。

さらに第三として、単に大工業と中小工業それぞれの統制を個別に検討するというにとどまらず、(1)両者が産業連関上密接な関係を有する場合、(2)同一業

(39) 由井常彦『中小企業政策の史的研究』1964年、219頁。なお傍点も原文。

(40) 商工省工務局「<重要輸出品工業組合法ノ改正>に関する資料」1930年3月（引用は通産省『商工政策史』第12巻、1963年より）。

種内に大企業と中小企業とが並存する場合、あるいは(3)問屋制が普及・定着している場合などには、統制の展開をめぐって利害の相違や対立がしばしば生じたことが注目される。具体的には、(1)に関しては綿紡績工業と綿織物工業、(2)では酸素工業内における兼営大企業と中小専業企業、あるいは国内向け電球工業における中小“標準電球”メーカーと大企業（東京電気）、(3)では輸出電球工業内における問屋と下請メーカーとの対立といった事例を指摘することができる<sup>(41)</sup>。

そしてそれらの利害の相違や対立をいかに調整するかが、実際の政策運営においても主要課題とされた<sup>(42)</sup>。言い換えれば、その調整のあり方に30年代統制の特徴が現れることになっていたわけで、以上のような事例分析は統制研究の深化に必要不可欠なものということができよう。

### 3. 問屋制の普及と統制分析

なおこのうち(3)の事例分析に関して、若干補足しておきたい。すなわち、ここでとりわけ問屋制にスポットをあてるのは、その当時、「中小工業の渺からざる部分に於ては、生産、流通部面が現実的には必ずしも明確に分離されず、問屋が其の間に特殊な地位を占め両者を統一する機能を果し、支配的勢力を占めている場合が渺くない」<sup>(43)</sup>と指摘されたように、中小工業の多くの部門において問屋制の普及が顕著であったことによる。

それとともに、大恐慌からの回復過程で、例えばこの時期相対的に好パフォ

(41) 本文(1)の事例に関しては平沢前掲「昭和恐慌下における重要産業統制法の運用に関する一考察」第III節、(2)のそれは同上第II節および平沢前掲「1930年代の日本電球工業における国内市場と統制」、(3)は同「1930年代前半期における輸出向け電球工業と統制問題」を参照されたい。

(42) この点、例えば(2)の同一業種内に大企業と中小企業とが並存する場合において、「(工業組合に) 大工業ヲ加入セシメテ統制ノ実ヲ挙ゲルタメ、連合会ヲ設ケ大工業ハ一組合トシテ取扱フコト」(商工省前掲「<重要輸出品工業組合法ノ改正>に関する資料」)が統制方針として重視されたことにもそれがうかがえる。

(43) 高橋亀吉『現代中小商工業論』1936年、280頁。

ーマンスを記録したとされる輸出中小工業部門においてさえも、下請あるいは受託製造業者は相変わらず競争が激しく、したがってそれらの経営難が緩和されたとは言い難い状況が生じていたからである。

のことから下請メーカーの過当競争を規制すること、あるいは問屋に対して下請メーカーが組織的な行動をとり経営の安定化を実現することが中小工業統制の重要な課題の一つとなった<sup>(44)</sup>。そして実際にそれは、31年の工業組合法が、「問屋資本主義ノ勢力驅逐ノ為商人ノ加入ヲ許サザルコト」をその要点の一つとしていたことに見ることができる<sup>(45)</sup>。またこうした政策当局の方針をうけて、当時の工業組合運動は「問屋資本の排除」を主要スローガンにかけたのである<sup>(46)</sup>。

とはいって、これまでの研究史をみた場合、上述のように実態分析自体の蓄積が少ないこともあるが、経済統制をめぐる問屋と下請業者との対立などは、きわめて断片的に言及されるにとどまってきた。この点、例えば中小工業統制を扱った代表的研究である由井常彦氏の『中小企業政策の歴史的展開』をみた場合にも、「組合の内部でも組合相互の間においても、深刻な対立を生じた業種はけっして少なくなかった」として、問屋と下請メーカーの利害対立の存在が指摘されている。しかし、「そうした統制運営上の摩擦については、派生的な問題である」として、立ち入った考察は等閑に付された状態にある<sup>(47)</sup>。すなわち中小工業分野で広く普及・定着していた問屋制に着目し、統制をめぐる問屋

(44) もっとも下請の経営難という事態を、これまでの通説的イメージである問屋によるいわゆる強収奪構造の結果によるものと理解するのは一面的といえる。もちろんそうした要因を軽視することは適切とはいえないが、それとともに統制分析にあたっては、もともと統制のあり方自体が問屋制との間で問題を生ずるものであり、したがって実際の統制の展開とともに下請の経営難が顕在化するに至った側面にも着目する必要がある。

(45) 商工省工務局前掲「<重要輸出品工業組合法ノ改正>に関する資料」。

(46) この点詳しくは、藤田貞一郎「工業組合の機能とその変質」(『追手門経済論集』第27巻1号、1992年) および同氏『近代日本同業組合史論』1995年、第5章を参照されたい。

(47) 以上、由井前掲『中小企業政策の歴史的展開』、299頁。また同書、310頁注7~8も参照されたい。

と下請メーカー両者の利害関係や、工業組合運営の特質といった点にまで立ち入って考察することは今後の研究課題として残されているのが現状といえよう。

なおその場合、問屋制に対する歴史認識自体にも改めて注意を払う必要がある。この点に関連して近年の在来産業研究などでは、同制度がしばしば“前近代的”とされ、その寄生的な側面が一面的に強調されてきたことに対して、問屋商人が果たしていた市場開拓力、情報の収集・管理、技術導入、製品管理力などの側面に光をあてつつある<sup>(48)</sup>。

またその他方で都市型中小工業の研究分野においては、明治前期に海外から導入された機械をすえつけ、規模の大きな工場・企業として出発した「初期工場」が、明治後期以降、商業問屋（「中央問屋」）と直接生産者との間に、いわゆる「製造問屋」や「加工問屋」が介在する形の生産形態にとってかわられ、それが当該部門の発展を担っていたことが明らかにされつつある<sup>(49)</sup>。

こうした近年の研究動向は、統制分析に際しても、例えば上述のように30年代統制が「問屋資本の排除」を主要スローガンとしたという場合、その“問屋資本”なるものの実態をさらに踏み込んでとらえる必要性を示唆するものと考えることができる。言い換れば、こうしたより具体的な歴史認識をもとにしつつ、工業組合による組織化とそれにともなっていかなる問題が顕在化することになったのか、あるいはそうした事態に対処すべく新たにどのような展開がみられたかといった論点を検討することで、30年代統制の特徴をより歴史実証的にとらえることが可能になると思われるのである。

(48) そうした問屋制分析の新たな試みとしては、阿部武司「綿工業」（西川俊作・阿部武司編『日本経済史4・産業化の時代（上）』1990年）、佐々木淳「产地綿織物業における力織機導入後の問屋制度(1)・(2)」（大阪市立大学『経済学雑誌』第91巻5・6号、第92巻1号、1991年）、黄完晟『日本都市中小工業史』1992年、谷本雅之『日本における在來的経済発展と織物業』1998年などが注目される。

(49) ここでは竹内常善氏の一連の研究：「我国における問屋制解体の一断面」（福島大学『商学論集』第43巻4号、1975年）、同「都市型中小工業の問屋制的再編について（I）・（II）」（広島大学『政經論叢』第25巻1号、同2号、1979年）、*The Role of Labour-Intensive Sector in Japanese Industrialization*、1991を指摘しておきたい。

### III 対外経済関係と統制分析

#### 1. 輸出向け中小工業の経済的位置

次に目を転じて1930年代における対外輸出と経済統制との関係に注目しよう。特に本節では、輸出向け中小工業における統制分析の重要性について考察することにしたい<sup>(50)</sup>。

ところで30年代における当該部門は、(1)国内市場向け中小工業とともに二重構造の一翼を構成し、雇用吸收面で重要な社会的機能を担っていたことに加え、(2)大恐慌からの回復を輸出面から支えた産業としても重要な経済的位置をしめていた。このうち前者の機能については、前節すでに注目した。そこで以下では、後者の側面に注目することにしたい。

当該期における日本の輸出は、これを総額でみた場合、①31年に恐慌の影響を受けて最も落ち込んだ後、②34年に至ってほぼ恐慌直前（29年）の水準にまで回復し、③35年以降は恐慌以前のピーク（25年）を超えて増大するという経過をたどったことが知られている。そしてそれは一方で量的に圧倒的な繊維製品によって、他方では重化学工業品および雑貨製品の輸出増大によって支えられていた<sup>(51)</sup>。

(50) 冒頭で指摘したように、本稿では重要産業統制法および工業組合法による経済統制に分析対象を限定している。さらに輸出統制全般へと対象を拡げた場合には、単に個別産業分析にとどまらず、産業間統制にも着目することが必要となろう。例えばそうした近年の研究として白木沢旭児「1930年代の羊毛工業と貿易統制」（『土地制度史学』第141号、1993年）が注目されるが、それらの先行研究をも踏まえつつ“30年代輸出統制”を総体的にとらえる作業は、筆者にとって今後の課題である。

(51) ちなみに日本の輸出が恐慌直前の水準にまで回復した34年において、輸出額1千万円を超えた品目（計25品目、輸出総額の約70%）をみると、以下のような製品によって構成されていた。繊維製品：綿織物、生糸、人絹織物、絹織物、莫大小製品、毛織物、綿織糸、人絹糸（計8品目）、重化学工業関係品：機械および同部分品、鉄、車輛および同部分品、鉄製品、紙類、硝子および同製品（計6品目）、雑品：陶磁器、植物油、玩具、木材、履物、帽子、ランプおよび同部分品（計7品目）。以上に関して、詳しくは平沢照雄「1930年代日本における輸出電球工業の展開」（筑波大学『経済学論集』第36号、1996年）、39～41頁を参照されたい。

その場合、重化学工業品輸出の伸びは、この時期に国内で本格的な進展をみた重化学工業化を反映したものといえる。とはいえて前述したようにその対外競争力は未だ弱く、同製品の輸出は「満州」、朝鮮、台湾といった植民地・従属地域を主要市場とするにとどまった。事実、当該地域への輸移出は、同製品輸移出総額の50~60%にまで達したのである<sup>(52)</sup>。したがって、これらのいわゆる円圏地域を主要市場として、重化学工業品の輸出が急激に伸びたとしても、それは外貨を十分補填しうるものではなかった。また繊維製品輸出に関しても、これまで外貨獲得産業の中心に位置し、日本の輸出を支えてきた生糸が30年代に入って著しい輸出不振に陥り、その役割を大きく後退させたのは周知のとおりである。

これに対して綿織物業や雑貨工業といった輸出中小工業は、当該期の輸出拡大に大きく寄与した。例えば先に指摘した輸出の回復過程を念頭に、輸出全体が最も落ち込んだ31年と恐慌前の水準に回復した34年に着目して、この期間における輸移出総額の増大に対する綿織物輸移出の寄与率を推計した場合、それは約25ポイントにも達し、他の製品とりわけ重化学工業製品と比べて大きく貢献していたことをうかがうことができる<sup>(53)</sup>。また重化学工業品とは異なり、それらは日本の植民地・従属地域以外のいわゆる第三市場へも広く輸出を伸ばしていた<sup>(54)</sup>。さらに原料の多くを国内調達によっていた雑貨の輸出増大は、外貨獲得あるいは対外均衡の観点からみて、きわめて重要な役割を担ったのである<sup>(55)</sup>。

(52) 伊藤正直「対外経済関係」(前掲『1930年代の日本経済』)による。

(53) 寄与率の算出にあたっては、伊藤前掲「対外経済関係」57頁、表9に示された統計データを利用した。なお同じデータにより、軽工業品と第一次産品および重工業品に分けてその寄与率を算定した場合、前者が65ポイントと後二者(各5、30ポイント)に比べ圧倒的に高く、それらが当該期の輸出回復を主導したことがうかがえる。

(54) 白木沢旭児「戦前中小工業と世界市場」(『市場史研究』第12号、1993年)、49~53頁。

(55) 平沢前掲「1930年代日本における輸出電球工業の展開」、41~42頁。

なお綿製品全体でみた貿易収支は戦前期を通じて入超であり、いわゆる外貨獲得産業というより外貨消費産業としての性格を有していた。とはいって、織物輸出と織物輸入・同再輸入との差額でみた綿織物の貿易収支は、1910~14年以降に黒字に転じている。こうした綿業の貿易収支構造に関しては、牛島利明・阿部武司「綿業」(西川俊作他編『日本経済の200年』1996年)が詳しい。

しかしその反面で、こうした製品の輸出急増は、同じく大恐慌からの復興を課題とし、自国産業の保護に傾く輸出相手国・地域等との間で種々の“貿易摩擦”ないし通商問題を惹起させることになり<sup>(56)</sup>、それらに対処するため工業組合および輸出組合によって業界の組織化が進展した。ちなみに30年代には、「経済外交」という言葉がその時代特有のインプリケーションをもって政府文書やマスコミなどで頻繁に使用されたが、輸出中小工業の統制は、まさにそうした「経済外交」の一環としての側面をも有するものであったということができるるのである<sup>(57)</sup>。

## 2. 輸出中小工業における統制機能の二面性

ところで、こうした輸出中小工業の統制分析に際しては、まずその前提として以下の点を明確にしておく必要がある。すなわち1925年に制定された重要輸出品工業組合法の下で展開された輸出振興策と、31年に成立した工業組合法による輸出統制策とが、いかなる面で共通し、反対に異なるのかについてである。

ちなみに前者は、関東大震災直後の24年に生じた大幅な輸入超過問題を契機として制定された<sup>(58)</sup>。すなわちそれは悪化した日本の貿易収支を改善するために、主要な輸出品を対象に工業組合を設立させ、粗製乱造の取締りと品質の向上をはかることで輸出拡大を意図したものであった。したがって、対外均衡上の観点から貿易収支改善の一翼を担うという意味で、31年工業組合法下の輸出統制と共通な側面をもつといえなくもない。

(56) こうした問題を扱った近年の主な研究としては、杉山伸也他編『戦間期東南アジアの経済摩擦』1990年、池田美智子『対日経済封鎖』1992年、上山和雄他編『対立と妥協』1994年、石井修『世界恐慌と日本の＜経済外交＞』1995年などがある。

(57) 事実、当時使用された「経済外交」という言葉には、対内的には新通商法の制定、通商関連省庁の機構整備などとともに輸出産業の統制が、また対外面ではいわゆる「新市場」の開拓と並んで、積極的な輸出策に伴い生じた他国との貿易摩擦問題についての外交交渉が、それぞれ含意されていた。以上、「経済外交」に関しては、石井前掲『世界恐慌と日本の＜経済外交＞』、第1章を参照されたい。

(58) 前掲『商工政策史』第12巻、52頁。

とはいえる反面で、20年代と30年代では国際環境が大きく異なっていた点に着目する必要がある。改めて言うまでもなく、先進国が金本位制への復帰と自由貿易の拡大を追求した20年代に対して、30年代は金本位制の崩壊が決定的となるなかで、各国が自国産業保護のため輸入制限措置をとり、保護貿易・ロック化へと大きく傾斜していった時期であった。

なお31年から34年にかけて、日本の輸出回復が主として中小工業製品輸出の増大に依拠していたことは先に言及したが、上で述べた20年代から30年代にかけての外部環境の変化は、こうした輸出の増大に厳しいチェックをかけることになった。実際この点は、34年から37年にかけて綿織物業の輸移出増加寄与率が、上述の25ポイント（31～34年）から5ポイントへと大きくスローダウンしたこと、また主要雑貨の輸出増加率（対前年比）をみても、32、33年の急増（それぞれ32、63%）に対して34～35年には17%からさらに3%へと大幅に減速したことからもうかがうことができる<sup>(59)</sup>。

したがって、工業組合制度を利用した輸出政策に関しても、両時代で相違が生じたのは当然といえよう。すなわち、当時の政策担当者が「わが国の輸出不振は、輸出品の価格高よりもむしろ粗製品の濫売に淵源する。したがつて、両組合制度（工業組合と輸出組合）は輸出増進上の根本対策である」<sup>(60)</sup>と指摘したように、20年代の基本的課題は、輸出の不振を工業組合による品質管理の組織的強化によって克服しようとする点にあった。

これに対して30年代前半期は、こうした単なる輸出振興を意図したものというよりは、むしろ各国で対日輸入制限措置が拡大する状況において、現行の輸出手準をいかに維持するか、あるいは自主規制により相手国の輸出制限の拡充

(59) 綿織物輸移出に関しては、注53と同様。また主要雑貨製品の構成および輸出増減率に関しては平沢前掲「1930年代日本における輸出電球工業の展開」、43～47頁および表4のデータによる。

(60) 1925年の衆議院本会議における高橋是清商工大臣の答弁（前掲『商工政策史』第12巻、54頁）。

をいかに阻止するかという点に主眼があった。つまり、20年代後半における輸出の“振興”から、30年代前半期には“防衛”的な目的へと重点が移ったと考えることができる。またそれは、戦時体制構築の一環として輸出入統制を行うに至る30年代後半期以降とも質的に異なるものであった。

そこで、以上の歴史認識を裏付ける意味で、横浜正金銀行『本邦の輸出組合』に着目してみよう。この調査資料では、輸出組合の活動に関して、以下のような時期区分を行っている。まず第一期としては、1925年の輸出組合法施行から31年の同法改正までが該当し、それは「輸出不振の振興対策として輸出組合の生誕したる時代」であった。

これに対して31～36年までの第二期は、「輸出躍進に伴ふ邦品抑圧の防衛手段としての輸出制限遂行の為に組合の活動したる時代」として位置づけられて、第一期とは区別されている。さらに37年9月の貿易組合法制定以降の第三期は、統制の目的が戦時体制遂行のための輸出入統制へと変化したとしている<sup>(61)</sup>。以上の時期区分と組合の役割変化は、単に輸出組合のみならずそれと密接に連携していた工業組合による輸出統制をとらえるうえでも妥当するといえよう。

そこで以上の点を念頭に置くならば、輸出中小工業統制は対外、対内両面において、以下のような二重の歴史的意義をもつものであったと考えができる。まず対外的には、各国の輸出規制に直面するなかで、そうした規制拡大を回避する防衛的目的から、無秩序な輸出を自主的にチェックする役割を有していたことである。

またそうした輸出の原因となる製品価格の切下げおよび熾烈な販売競争の規制は、これを対内的観点からみれば、一方で経営の安定化につながるとともに、他方では“製品価格の切下げ競争→下請ないし労賃コストのさらなる切り下げ→下請の存立危機および労働条件の悪化”という事態を回避して雇用・失業問

(61) 以上、横浜正金銀行『本邦の輸出組合』1939年、13～14頁。

題の深刻化を防ぐ意味をもっていたと考えることができる。

したがってその分析に際しては、以上のような二面的な機能が具体的にどのように現実化したのか、あるいはその過程でどのような問題が生じ、それをめぐってさらにどのような展開がみられたのかといった点が主要な論点となるということができるよう。

#### IV 1930年代日本の植民地問題と統制分析

さらに1930年代統制の展開を総体的にとらえようとする場合、以上のような輸出ないし輸出国とならび無視し得なかつたのが植民地経済の動向であった。というのは、大恐慌にともなつて生じた深刻な農業不況により打撃を受けた植民地では、それを打開する目的から工業化戦略がとられるに至るが、こうした工業化が本国の経済統制との間で問題を生じ、そのことが経済統制のあり方に大きな影響を与えたからである。

そこで本節では植民地朝鮮の動向に具体的に着目して、(1)大恐慌を契機として植民地経済がどのような変質を被り、いかなる問題を抱えることになったのか、(2)こうした変質および問題と植民地工業化とはいかなる関係にあったのか、(3)かかる工業化は経済統制の展開にいかなる影響を与えることになったのかといった点を中心に、対植民地関係を視野に入れた統制分析の重要性について考察することにしたい。

##### 1. 大恐慌下の植民地経済

まず(1)の前提として、1930年代以前における植民地朝鮮の位置づけおよびその開発の特徴に関してごく簡単にみておこう。すでに先行研究によって明らかにされているように、当該期の日本経済にとって朝鮮は本国への安価な米供給基地として位置づけられており、その観点から開発の重点は産米増殖計画と鉄

道建設におかれていった<sup>(62)</sup>。したがってこうした方針に規定され、30年代初頭までの朝鮮総督府による産業政策は農業に限定されがちで、工業化策が本格的に展開されることはほとんどなかった。

この点は、例えば朝鮮の開発方針を検討する官民協議会として1921年に開催された産業調査委員会の様子からもうかがうことができる。当時の指摘によれば、同会においては工業に関する件はほとんど議論されず、「その会議の結論はどうかといふと、結局朝鮮は産米増殖、水利組合を起さねばならぬ。又鉄道を架けなければ朝鮮開発は出来ない、この二点が中心となつてゐて、工業問題は語られない有様」だったという<sup>(63)</sup>。

さらに20年代における総督府の工業化に対する消極姿勢を示すものとして、以下の指摘は興味深い。「我々（京城商工会議所）はく産米増殖も宜かろう、原始産物を増殖することも非常に宜いが、總て農工併進で行かなかつたならば、國家の経済は発達しないぢやありませんか。何故産米増殖の資金だけ取つて来て、工業の振興する方法を講じて呉れませんか」といふことを下岡（政務総監）さんにお話したことがあつたのです。これに対して下岡は、「内地の總ての会合或は内閣に於いて、朝鮮に工業を起さうとでも言はうものなら、これには大反対が起るのだ。内地では今日でも工場があり乍ら、仕事を休んでをするのが沢山にある。だから朝鮮はそれらの工場に向つて原料を送り、それを生産品として更に朝鮮に送るといふ方針だ。だから朝鮮の工業に資金とか援助といふやうなことを話しても、これは全く問題にならないのだ」と答えたとされている。

以上からうかがえるように、日本経済は朝鮮を自国への安価な米供給基地とする方針にそって開発し、自己の体制内へと包摂してきた。特に第一次大戦以

(62) 金子文夫「1920年代における朝鮮産業政策の形成」（原朗編『近代日本の経済と政治』1986年），195頁。以下、20年代の朝鮮開発の基本方針に関しては、同論文に多くを負っている。

(63) 京城商工会議所『京城商工会議所ニ十五年史』1941年，第3部，53頁。

(64) 同上，87頁。

降、本国では都市化の進展や米騒動を契機として、米の安定的確保の必要性が増大する。それにともなって朝鮮では、産米改良と増産政策が積極的に推進された<sup>(65)</sup>。この結果、朝鮮における米穀中心のモノ・カルチャーないしはモノ・エキスポート構造は、いっそう強化されることになったのである。

それではこうした朝鮮の経済構造に対して、大恐慌はいかなる影響を及ぼしたといえるであろうか。本稿では、以下の点に注目することにしたい。

第一は、大恐慌を契機とした農民層分解の変化についてである。農民層分解に関してはいくつかの研究が存在するが、以下では朝鮮において最も地主の土地所有が進展していたとされる全羅北道の変化を実証的に分析した松本武祝氏の研究成果<sup>(66)</sup>によって、その特徴をとらえることにしよう。

まず30年代前半期における農家戸数の変化をみた場合、①自作および自小作農が大きく減少したこと、②それにもかかわらず小作数はそれに見合う形で増大することなくほぼ一定していたこと、③さらに農家総戸数はそれまでの横這いから減少へと転じたことが注目される。つまり以上の変化は、一方で自作・自小作農が急減し小作農への転化がみられたと推定できるが、その他方でそれにほぼ見合うだけ、あるいはそれ以上の数の小作農が農業経営をやめていったことをうかがわせる。

また上述のように30年代以前の朝鮮経済は日本の米供給基地として、あるいは工業製品消費地として位置付けられてきたことから、近代的工業の発展はほとんどみられず、農外就業機会は極度に狭小であった。このことを念頭におくなれば、こうした農民は、主として求職・出稼ぎを目的として日本本国へ渡航するか<sup>(67)</sup>、

(65) 1920年代のいわゆる産米増殖政策に関して詳しくは、河合和男『朝鮮における産米増殖計画』1986年を参照されたい。

(66) 松本武祝「朝鮮・全羅北道農業の構造変化－昭和恐慌期を中心に」(『日本史研究』298号、1987年)、および同氏「1920・30年代の朝鮮農業構造」(中村哲編『朝鮮近代の歴史像』1988年)。

(67) 実際、河明生氏の研究(同氏『韓人日本移民社会経済史－戦前篇』1997年、第1章)によれば、朝鮮からの渡航者の大部分は農業を前職とする工業労働未経験者であったという。

あるいは経営地を持たぬ“土地無し農民”層として朝鮮農村に滞留することになったと考えることができよう。

さらに第二として、農外就業機会が狭小にもかかわらず小作地を放棄せざるをえなかった理由に注目する必要がある。この点に関しては、特に地主による小作地取上げがこの時期増大していた事実が重要と思われるが、先の松本氏の研究によれば、恐慌下、小作経営が極度に窮迫し、地主に対する債務が累積する中で、債務累積を理由とした土地の取上げが増大したとされる。そしてその他方で、地主としては零細小作農からの取上げ地を相対的に高反収を実現できる1～2町歩層へと貸付けることで、農業不況下の収入減の回復をはかろうとしたようである<sup>(68)</sup>。

しかしながら以上のような零細小作農の窮乏化と地主による小作地取上げ、およびそれにともなう土地無し農民層の急増といった状況は、朝鮮の農村経済さらにはそれを基盤とする植民地体制を著しく動搖させることになった。

そこで第三として、こうした朝鮮農村経済の動搖をうかがうために、30年代朝鮮における小作争議の動向に注目することにしよう。それは、およそ以下の特徴をもっていた<sup>(69)</sup>。まずなんといっても小作争議件数が、この時期激増したことがあげられる。とりわけ33年になると前年のおよそ6倍以上へと激増し、さらに37年にピークを迎えるまで累積的に争議が増え続け、37年には33年の約16倍という規模に達した。また朝鮮を13の道別にみた場合、争議が顕著に増大し始めた33年には、単に一部の頻発地帯のみならず、はじめて朝鮮全域にわたって発生したことが注目される。

さらに以上の事実に加えて重要なのが、争議内容の変化であった。すなわち

(68) 氏はこうした地主経営の変化を、「動態的地主」化と規定し注目している。またこうした動きを反映する形で、全羅北道では、同じ時期に0.3町歩未満層が減少するとの対照的に1～3町歩層が大きく増加した。以上、松本前掲「朝鮮・全羅北道農業の構造変化」、14～20頁。

(69) 以下、小作争議に関する統計数値は、朝鮮総督府農林局『朝鮮小作年報』第2輯、1938年、および同『朝鮮農地年報』第1輯、1940年による。

争議を小作権に関するもの、小作料に関するもの、その他といった原因別の構成比でみた場合、20年代後半（27～29年計）には、それぞれ47.3%，50.0%，3.7%と、小作権、小作料争議がほぼ同じ割合で生じていた。ところが争議が急増した33年以降（33～36年計）には、それぞれ78.8%，18.8%，2.4%となり、小作権争議が圧倒的割合を示すに至ったのである。

そして「小作権ニ関スル紛議ハ何レモ殆ンド地主側ノ所謂土地返還要求ニ基クモノニシテ・・・昭和七年迄ハ一進一退ノ状態ニ在リシモ昭和八年以降躍進的ニ増加」<sup>(70)</sup>したと指摘されるように、先にみた地主による小作地取上げの増大が、こうした争議の背景に存在したものと考えることができる。しかも当時の農村では、一方で上述のような要求を掲げつつ、同時に総督府による植民地統治からの解放＝民族解放を追求する、いわゆる「赤色農民組合運動」が展開され始めていた<sup>(71)</sup>。

つまり以上のような事態の進行は、植民地統治側からすれば、植民地体制からの解放を掲げた農民運動が単なる政治的独立運動にとどまらず、大恐慌下における農民大衆の困窮化・土地無し化という経済実態的な根拠を得て、しかも朝鮮全域へと拡大しかねない危機を内包していたといえる。したがって総督府としては、民族解放要求に対抗しつつ植民地体制を維持するためには、単に政治的強圧的に農民運動を弾圧するのみならず、土地を失い食えなくなった農民に対して経済的にも対処せざるを得なくなっていたといえよう。

## 2. 1930年代の朝鮮工業化と植民地問題

しかも以上の事態に加えて重要なのは、産米増殖を政策的に支援して本国への米供給を増大させるという、これまで朝鮮が追求してきた方式が30年代には

(70) 前掲『朝鮮小作年報』第2輯、29～30頁。

(71) 梶村秀樹「朝鮮の社会状況と民族解放闘争」（『岩波講座・世界歴史』第27巻、1971年）、258頁。

限界に達していたということである。というのは、昭和恐慌を契機として本国の農業・農民保護が本格化するにともない、植民地米の移入規制が現実問題となつたからにほかならない。

ちなみに朝鮮で深刻な農業恐慌が発現したのは、30年10月に入ってからであった<sup>(72)</sup>。未曾有の不況に本国・朝鮮を通じる空前の豊作が重なり、米の供給過剰が一挙に表面化し、米価は29年から30年にかけてほぼ半分の水準へと暴落する。しかもこうした事態の下で、朝鮮ではいわゆる窮迫販売が行われ、その結果、30年から31年にかけて対日移出が急増した。移出量は翌32年には一時的に減少するが33年以降再び増勢に転じ、34年には32年の水準をうわまわる量を記録したのである。

こうした事態に直面して、本国の農業保護とりわけ米穀統制が本格化することになった。以下この点に簡単にふれるならば、まず注目されるのが31年における米穀法の改正で、これによって外国産米の輸入規制がほぼ完全に可能となった。とはいってもこの時点では、いまだ植民地米の移入は規制しえなかつた。そこで農林省は、33年以降国内における米の供給過剰に関して、「(その)主ナル原因ガ朝鮮及台灣米ノ内地移入数量ガ年々躍進的ニ増加シマスコトニ在リ」<sup>(73)</sup>として、植民地米の移入規制に重点をおいた施策の実現を試みてゆく<sup>(74)</sup>。その第一が、34年に成立した臨時米穀移入統制法であった。もっともこの法は、当初の案では植民地米の移入管理を目的とするものであつたが、植民地側の利害を重視する拓務省<sup>(75)</sup>との折衝の後、植民地米の買い上げを規定するにとどまった。

(72) 金子文夫「資本輸出と植民地」(大石編前掲『日本帝国主義史2』), 334頁。

(73) 「米穀対策調査会ニ於ケル米穀局長説明要旨」1934年より。ただし引用は、大豆生田稔「1930年代における食糧政策の展開」,『城西経済学会誌』第20巻2号, 1984年から行つた。

(74) 以下、植民地米に対する本国の移入規制策の展開に関しては、主として大豆生田前掲「1930年代における食糧政策の展開」および同『近代日本の食糧政策』1993年, 第5章, 大内力編『農業史』1960年, 227~228頁などによる。

これに対して36年に施行された米穀自治管理法は、米供給過剰時の超過分を本国と植民地とが一定の分配比率にしたがって各々貯蔵することで、米価の下落を防ごうとするものであった。しかしながらそれは、本国と植民地双方を対象とした過剰米対策でありながら、実質上は後者の移入規制を主目的としていた点が重要であろう<sup>(76)</sup>。というのは過剰米の分配比率をみた場合、本国35%、朝鮮43%、台湾22%という具合に、植民地とりわけ朝鮮に相対的に高い貯蔵を義務付けることになっていたからである。この結果、供給過剰が生じた際には植民地米は一定の貯蔵という形で現地に封じられ、本国への移出が大きく制限されることになったのである。

また以上のような一連の移入規制に加えて34年5月には、それまで朝鮮における産業政策の中心をなしてきた産米増殖計画の中止が決定された。そして、それにともない政府の同計画への資金供給は急減し、新規事業の開始はほとんど皆無となったのである<sup>(77)</sup>。

さらに大量失業の阻止を課題とした本国では、植民地米の移入規制のみならず、朝鮮からの渡航をも規制する方向にあったことに注目しなければならないであろう。すなわち、朝鮮からの渡航者数は第一次大戦以降増大したが、日本政府による25年の渡航制限<sup>(78)</sup>によりいったんは減少することになった。しかし20年代後半以降再び増加に転じ、30年代に入ってもその数はかなりの規模に

(75) 当時の拓務省のスタンスは、以下の指摘からうかがうことができる。「北島（拓務省殖産局長）にすれば、外地の利害を犠牲にし、度外視した行政は帝国行政の大本ではない。・・・朝鮮・台湾・満州を無視しては行政もない——この原理に基づいて、外地米の輸入制限問題でさんざんに反対をつづけた」。以上、荷見安記念事業会編『荷見安伝』1967年、174頁より。

(76) この点、本法立案の中心人物であった荷見安は、それが「主として朝鮮米及台湾米の内地移入の急激なる増加に因つて生ずる米穀の供給過剰を調節する為には必要且つ適当なる方策である」と強調している。荷見安『米穀経済論』1937年、376頁。

(77) 大豆生田前掲「1930年代における食糧政策の展開」、62頁。

(78) この時期の渡航制限に関する最近の研究としては、山脇啓造『近代日本と外国人労働者』1994年、第3章が詳しい。

達していた<sup>(79)</sup>。こうしたことから30年代前半期においても、「内地在住朝鮮人に関する失業、各種犯罪、借家紛糾等各般の社会問題は益々深刻化し憂慮すべき状態を醸生し來りたる」状況に直面していたのである<sup>(80)</sup>。

この点に関連して、朝鮮総督府が行った「朝鮮人内地渡航帰還者職業別調」によれば、34年以降における取締の強化を反映して、それ以後渡航者は減少し、その他方で朝鮮への帰還者は、それまでの7~9万人台から34年以降は11万人台へと顕著な増大をみせることになった。その結果、「労働者」に限ってみた場合、35年以降は帰還者超過となったとされている。かくして、「内地渡航取締の強化は必然的に朝鮮人内地渡航帰還関係の各般に付内鮮両地に亘り各種摩擦を生ずるの結果となり延て本渡航制限が朝鮮統治上にも尠からざる悪影響を与えつつあり」<sup>(81)</sup>と指摘されたように、朝鮮統治への影響が危惧されたのである。

以上みられるように、朝鮮では、大恐慌を契機として生じた農業・農民問題への対応をめぐって、従来と同様に米移出を増大させる方向はもとより、本国への過剰人口の排出=移民をも規制され、大きな転換点を迎えることになっていたとみることができる。しかも、こうしたいわば植民地経済の行き詰まりとも言うべき事態は、本国がその内部に抱えるに至った問題とは異なり、植民地自身が独自に対処せざるを得なくなった問題であった。言い換えれば、大恐慌は本国の経済体制とともに植民地経済の危機をも惹起したが、そのことは前者の維持・安定とは

(79) 朝鮮人渡航者数の推移、就労先、就労実態に関しては、河前掲『韓人日本移民社会経済史』を参照した。それによれば彼らの主要な就労先は、メリヤス、自転車、ガラス、セルロイド工業等といった部門であったとされている。つまりそれは日本経済の二重構造の一翼を構成し、上述のように20年代以降一定の雇用吸収力を維持していた中小工業部門であった。また同時期には、主要都市での失業救済事業に朝鮮人渡航者が登録者ないし就労者として流入し、そのことが失業救済の目的を制約するとして問題となつた。20年代以降における失業救済事業と朝鮮人渡航者との関連については、加瀬和俊「失業者救済公共土木事業における就労者選別方式と朝鮮人登録者」(大石嘉一郎編『戦間期日本の対外経済関係』1992年所収)および同氏『戦前日本の失業対策』1998年、第5章による。

(80)～(81) 朝鮮総督府警保局編『最近に於ける朝鮮治安状況』(昭和13年版), 314～321頁。

別に後者の動搖に対処せざるをえないという固有の課題を植民地統治に対して提起するものであったと考えることができる。そしてこうした問題に対処する新たな経済改革路線の一つとして30年代に重視されたのが、工業化戦略であった<sup>(82)</sup>。

### 3. 「植民地固有の論理」と統制分析

ところが問題は、すでに本国で一定の発達をみ、経済統制に基づく生産制限等が行われてさえいた産業をも、朝鮮ではこうした工業化推進上の重要な産業として位置づけ、保護育成するに至った点にある。

この点を多少敷衍するならば、朝鮮総督府にとって、現地における資本蓄積が乏しい状況下で急速な工業化を行うためには、本国資本の流入を促進する必要があった。こうしたことから総督府は、本国の統制法(重要産業統制法および工業組合法)や重要輸出品取締規則などの適用除外を本国に対する朝鮮の利点とすることによって、本国からの資本導入をはかろうとしたのである。それはいわば朝鮮全体を本国に対する“輸出特区”とし、本国資本の導入による工業化を意図したものとみることができよう<sup>(83)</sup>。

ところがこのため一部の産業では、本国統制からの回避を意図した企業が朝鮮で自由な生産を行うに至り、そのことが本国統制に重大な脅威を与えるといきわめて深刻な事態が生じるに至る<sup>(84)</sup>。しかもこの問題は、単なる企業間

(82) ただし、30年代の経済改革がもっぱら工業化のみにあったというわけではもちろんない。なかでも小作権の強化を主な内容とする朝鮮農地令の実施が注目されるが、この点に関する近年の研究としては、朴ソプ「植民地朝鮮における小作関係政策の展開」(『日本史研究』第353号、1992年)を参照されたい。

(83) この点は、今日の開発途上国家が“輸出特区”を設定し、外資導入による工業化を推進する開発戦略に類似するものとして興味深い。

(84) 具体的には、大工業分野ではセメント、石炭、中小工業分野では電球、燐寸、磁磽鉄器といった業種がそれに該当する。またその当時、人絹、製麻、石油販売においても、近い将来両者の間で問題が生じるとみられていた(高橋鳳三郎「朝鮮に重要産業統制法を施行するの是非に就て」、『朝鮮工業協会々報』第35号、1936年)。

このうち、セメントに関しては、平沢照雄「1930年代の統制政策と植民地問題」(『近代日本研究』第13号、1991年)を参照されたい。

の対立にとどまらず、本国と朝鮮との間における政策方針・スタンスをめぐる対立をも顕在化させることになったのである。つまり本国側よりすれば、朝鮮の工業化戦略は国内の経済統制にいわば風穴をあけ、その効力を減衰させる性格を有するものであった。一方、植民地側から見た場合、本国統制に植民地がそのまま服することは、体制安定上の主要戦略であった工業化が制約されることを意味しており、直ちに本国の意向に従うわけにはいかなかった。

かくして両者の対立は、植民地米の移入規制をめぐる対立とともに、30年代における本国と植民地との関係を問い合わせ問題としてクローズ・アップされるに至り、その解決如何が注目されることになる<sup>(85)</sup>。

そこで経済統制の展開は、以上のような事情を反映して、単に本国の統制が一元的に植民地へも適用されるという形とはならず、植民地の工業化を一定程度容認する重層的な構造を形成することになった。そしてこうした重層的な側面も30年代統制のきわめて重要な特徴の一つであり、経済統制の総体的把握においては必要不可欠な論点ということができるのである。

ところでこうした実証分析は、研究史的にみた場合、統制史研究と植民地経済史の分野で近年研究が盛んとなりつつある工業化研究<sup>(86)</sup>とのいわば結節点に位置づけうるものといえる。しかしながらこれまでの研究史を振り返った場合、本国の経済統制と植民地工業化との関連について、両者の政策スタンスの相違ないしは利害対立を積極的に問題とし、その調整過程の実証分析を試みた

(85) 実際こうした点を反映して、例えば「統制の強化は必要に応じて益々之を強化し、各種独占形態に対しては価格統制を中心とする公益監督を励行し、更に内外地を通ずる統制の完成を企画すると云ふことが今次改正の要點」(岸信介「重要産業統制法の改正を通じて見たる我国産業統制の動向」,『商工経済』第2巻4号, 334頁)と指摘されたように、1936年の重要産業統制法改正の際には、植民地への同法の適用が焦点の一つとなった。

(86) 近年の研究として、河合和男・尹明憲「植民地期の朝鮮工業」1991年、中村哲・安秉直編「近代朝鮮工業化の研究」1993年、堀和生「朝鮮工業化の史的分析」1995年、川北昭夫「1930年代朝鮮の工業化論議」(宮嶋博史他編『論集・朝鮮近現代史』1996年)などをあげることができる。

研究はほとんど存在しない状況にある。そしてこうした研究の遅れは、実は植民地工業化に関する従来の分析視点自体の問題にも起因するのではないかと考えられる。ちなみにここで従来の分析視点と言う場合、大きく分けて以下の二つを念頭に置いている。

その一つは、従来のオーソドックスな視点として、いわゆる「独占資本」の蓄積を植民地に拡大するための戦略として工業化を位置づける見方である<sup>(87)</sup>。その場合、こうした視角からは当然のことではあるが、本国政府と植民地総督府の双方は、「独占資本」の利害の体現者として一体的にとらえられることになる。したがってそもそも両者が上述のように体制安定のスタンスをめぐって対立するといった事実は、こうした視点にたつ限り積極的に問題とされることはなかったといえよう。

さらにもう一つは、いわゆる原始的蓄積論の視点から、30年代の朝鮮工業化を第二次大戦後の経済発展に連なる“資本主義化の出発点”と位置づけるものである<sup>(88)</sup>。すなわちこの説では、主要な問題関心が植民地朝鮮における資本主義形成過程の解明に置かれ、しかも“日本資本主義の論理”とは異なる“植民地固有の論理”を見い出そうとするところに特徴がある<sup>(89)</sup>。その点で、“独占資本の論理”的展開を主な分析課題とし、“植民地固有の論理”を積極的には問題としない第一の視点と対比して、すぐれた面をもったフレーム・ワークということができよう。

しかしながらその他で、かかる視点では、30年代という特定の時期に、し

(87) 例えば、小林英夫「1930年代朝鮮<工業化>政策の展開過程」(朝鮮史研究会編『朝鮮社会の歴史的発展』1967年), 同氏『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』1975年, 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』下巻, 1973年などが、こうした視点にたつ代表的研究といえよう。

(88) 例えば、中村哲『近代世界史像の再構成』1991年, 堀和生『朝鮮工業化の史的分析』1995年などがそれに該当する。

(89) この点、例えば堀和生「1930年代朝鮮工業化の再生産条件」(中村哲他編『朝鮮近代の経済構造』1990年), 269~270頁を参照されたい。

かもそれまでは農業地域として固定化されてきた植民地において新たに生じた、その意味でまさに現代的な現象といえる工業化を、資本主義成立過程の分析というきわめて一般的な枠組みの中へと押し込めて理解することにもなっていた。したがってこのことから，“植民地固有の論理”を重視するというきわめて正当かつ重要な問題提起がなされながら、その重点は先進地域（日本）とは型の異なる後進地域（朝鮮）の資本主義化ないし原始的蓄積の実証分析にあった。

つまりこの視点においては，“植民地固有の論理”的解説とは“植民地固有の原蓄の論理”的解説を意味していた。実際、例えばこうした視角に立つ堀和生氏は、1930年代における朝鮮工業化分析の主要課題を、「朝鮮独自の本源的蓄積の型を抽出すること」に置かれている。そしてその型の抽出によって、「従来ほとんど無視されていた国という単位を構成していない社会における本源的蓄積に関して、新しい研究の素材を提供することができるであろう」とされるのである<sup>(90)</sup>。

したがってこうした視点に立った場合、本稿がこれまで注目してきたような論点——すなわち30年代という特定の時期に、なぜ本国の経済統制とあえて対立するような工業化が進められたのか、あるいはなぜそうした工業化を追認するような重層的な統制構造が形成されたのかといった論点は、後進地域における資本主義成立過程の分析という主要な問題関心の下で、やはり後景に追いやられる論点であったということになろう。

以上みられるように、従来の分析視点では、30年代における“植民地固有の論理”が軽視されるか、あるいは重視されるとしても、それを後発地域における原蓄の問題としてとらえるにとどまってきたと思われる。これに対して30年

---

(90) 以上、堀前掲『朝鮮工業化の史的分析』、5~6頁より。

代統制の実証分析を行なう場合，“植民地固有の論理”とは、大恐慌に直面するなかで植民地が本国とは別個に、独自な方法で体制安定をはからざるをえなくなつた、その論理という意味でとらえなおすことが必要であろう。すなわち、本国、植民地双方が大恐慌に直面するなかで、自己の体制安定をめぐってそれぞれ固有の課題に対処せざるをえなかつたとする視点に立つてはじめて、経済統制における両者の対立およびその調整過程の歴史的意味にも積極的に着目することができるとと思われるるのである。

ところで周知のように、30年代後半以降の戦時体制への移行にともなつて、日本本国、朝鮮・台湾、および「満州」を一体とする国防的な自給自足経済の確立が追求されることになった。ここにおいて植民地経済は、いわゆる“兵站基地”として再編成されてゆき、その過程で新たな方向を与えられる。すなわち本国の総動員体制の下で、これらの地域は戦争遂行にとっての不足物資・労働力の収奪対象<sup>(91)</sup>としての位置づけを付与されることになった。

それにともない30年代に急進展をみせる植民地工業化は、戦時下に資源や労働力不足などによって制約を受け、結局日本の敗戦・植民地の独立により、一応の結果をむかえる。これに対して第二次大戦後は、大恐慌期に惹起された二つの体制問題が、日本では福祉国家体制の形成、旧植民地では独立国家による開発体制（およびその主要な戦略としての工業化）によって、それぞれ解決が求められてゆくものと考えることができる<sup>(92)</sup>。それらの解明はもはや統制分析の範囲を越えるが、以上のような本国統制と植民地工業化との関係を問う分析は、そうした戦後の展開を理解する歴史的的前提としても重要な意義をもつ

(91) 例えば朝鮮人の本国移入に関してみれば、それまでの“自由意志に基づく労働移民”が主たるものであった時期から、1939年7月に出された「朝鮮人労務者内地移住に関する件」を契機とするいわゆる“朝鮮人強制連行”（＝強制的移民）の時代へと質的に転換する。そして約150万人と推定される膨大な労働力が朝鮮から強制的に連行された。この点、河前掲『韓人日本移民社会経済史』などを参照されたい。

(92) このうち前者に関しては、いまだ試論にとどまるが、平沢照雄「現代日本の経済過程と歴史認識」（駒井洋編『脱オリエンタリズムとしての社会学』1998年）を参照されたい。

ものといえよう。

## おわりに ——経済統制の多面的・重層的分析——

以上本稿では、1930年代日本における重要産業統制法ならびに工業組合法に基づく経済統制に着目し、その実証分析を行う際の論点について検討してきた。

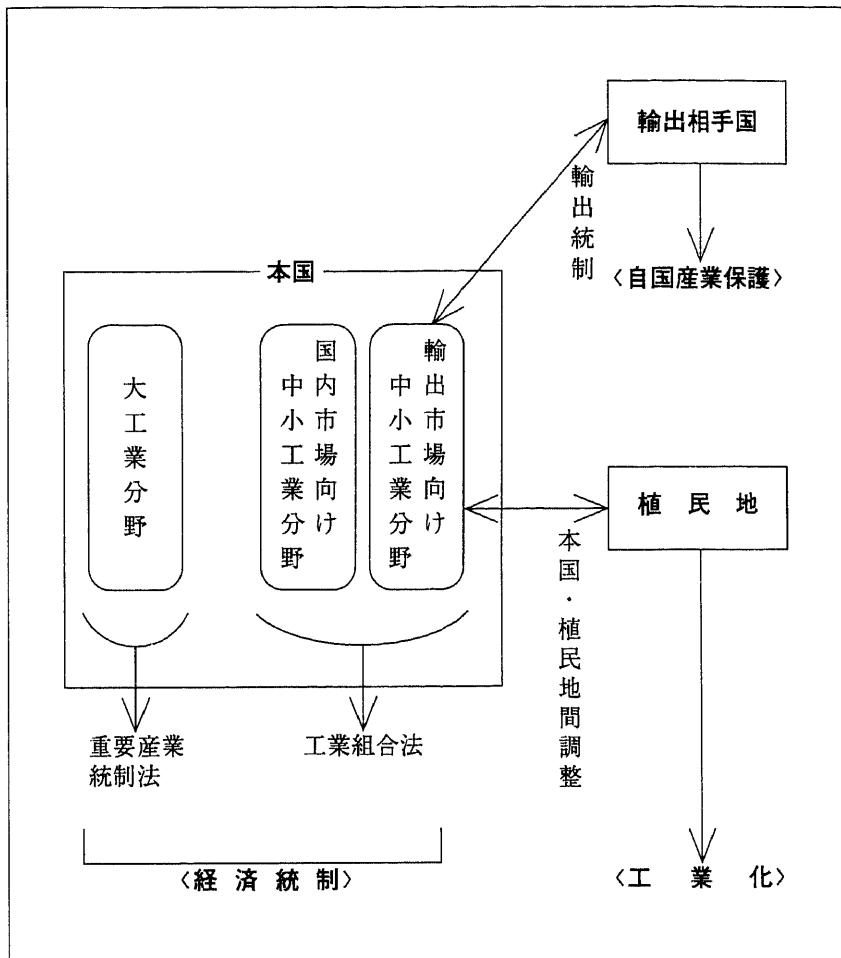
第Ⅰ節で言及したように、30年代統制を戦時統制と明確に区別してその特徴を明らかにするうえでは、大恐慌を契機として30年代に顕著となった、①日本経済の変質・動搖、②輸出相手国の自国産業保護＝輸入規制、③植民地経済の変質・動搖という事態を、その歴史的的前提として重視する必要がある。もちろん②の背景には、日本と同様に当該国経済の変質・動搖があったことは改めていうまでもない。

こうした歴史的局面において、1930年代統制は、①の事態にともなう主要産業の倒壊の危機と雇用・失業問題の深刻化に対処する点に本質があった。しかもそれは②と③の事態に大きく影響を受ける形で特有な構造を形成しつつ展開したと考えることができる。いまそれら三者の関係を示すならば、およそ図のようになろう。

本稿では、以上の歴史認識を前提として、大工業と中小工業分野それぞれにおける事例分析の豊富化の重要性とともに、(1)市場構造の相違(国内向けと輸出向け)、(2)産業連関関係(供給産業と需要産業)、(3)同一産業内における企業規模の相違(大手企業と中小規模企業)、(4)問屋と下請間での利害対立、(4)輸出相手先との「貿易摩擦」、(5)植民地工業化との関係といった諸側面に着目し、現代の特徴とされる多元的な利害調整がどのように展開されたかを検討する必要があることをみてきた。

もちろん本稿で指摘した論点が全てというわけではないが、30年代統制の特徴あるいは構造を多面的かつ重層的に解明するにあたって、少なくとも以上の

図 経済統制と本国・植民地・輸出相手国



点に関して立ち入った実証分析の蓄積が必要とされているということができよう。さらにそのうえで、同時期に展開された重要産業統制法と工業組合法以外の統制策<sup>(93)</sup>との関連、あるいは財政・金融政策など他の景気回復・刺激策との関連といった点の分析を進めることで、30年代統制をより総体的に把握しうることになると思われるのである。

#### [付記]

本稿作成にあたっては、1998年度文部省科学研究費（奨励研究A）および筑波大学学内プロジェクト研究費の助成を受けた。

---

(93) 同時期には、製糸（製糸業法：32年）、電力（改正電気事業法：32年）、鉄鋼（日本製鉄株式会社法：33年）、石油（石油業法：34年）、自動車（自動車製造事業法：36年）、化学肥料（重要肥料業統制法）といった特定産業を対象とする個別の統制法=事業法が成立し経済統制が展開された。